

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 一般競争入札による市有財産の売払い（2件）【財政局財務部財産活用推進課】

3053

北九州市公告第822号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年11月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成25年1月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）並びに平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

イ 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

公告日から平成25年1月30日まで（日曜日等及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成25年1月7日から同月11日までの毎日午前9時から午後5時ま

で

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市役所地下2階第5入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用してしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

平成25年2月18日から平成25年3月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

別表

番号	売 り 払 う 物 件				入 札 日 時
	所 在 地	公 簿 地 目	実 測 面 積 (㎡)	最 低 売 却 価 格 (円)	
28	小倉北区砂津一 丁目340番1	宅地	162.23	14,800,000	平成25年1月 30日(水)午

					前 1 0 時
--	--	--	--	--	---------

北九州市公告第823号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年11月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成25年2月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）並びに平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

公告日から平成25年2月13日まで（日曜日等及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからコまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア 役員一覧

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。）

ウ 会社等の定款

エ 会社等の概要

オ 過去3年分の決算報告書

カ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）

キ 市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去3年分の納税証明書（発行後3月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）

ク 印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）

ケ 事業実績に関する調書

コ 土地利用提案書

5 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成25年1月15日及び同月16日のそれぞれ午前9時から午後5時まで

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 別表のとおり

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所8階81会議室

7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札に参加できる者の資格

(1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払いが可能であること。また、土地利用に関する事業を、确实かつ速やかに実施できること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市が行う市有地売払に関し、(ア)から(オ)までの事実があった後2年を経過していない者

(ア) 入札を取り消されたことがある者

- (イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者
- (ウ) 申込みを取り消されたことがある者
- (エ) 当選者又は補欠者として資格を取り消されたことがある者
- (オ) 前回の市有地売払い以前の落札者、当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む。）又は先着順買受申請者で契約の締結又は代金の納入に至らなかった者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者

エ 過去3年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

(ア) 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 次のいずれかに該当する者

a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用してしている者

c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

9 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この

場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

1.1 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

平成25年2月26日から同年7月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

ただし、別表物件番号1のみ平成25年2月26日から同月28日までの毎日午前9時から午後5時まで

1.2 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

別表

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)	現地見学会	入札日時
1	小倉南区 沼南町二丁目49番1外4筆	宅地	6,934.20	133,000,000	平成24年12月14日(金)午前10時から正午まで	平成25年2月13日(水)午前10時
2	若松区響南町1番10外1筆	宅地	7,641.08	192,560,000	平成24年12月14日(金)午後2時から午後4時まで	平成25年2月13日(水)午後2時